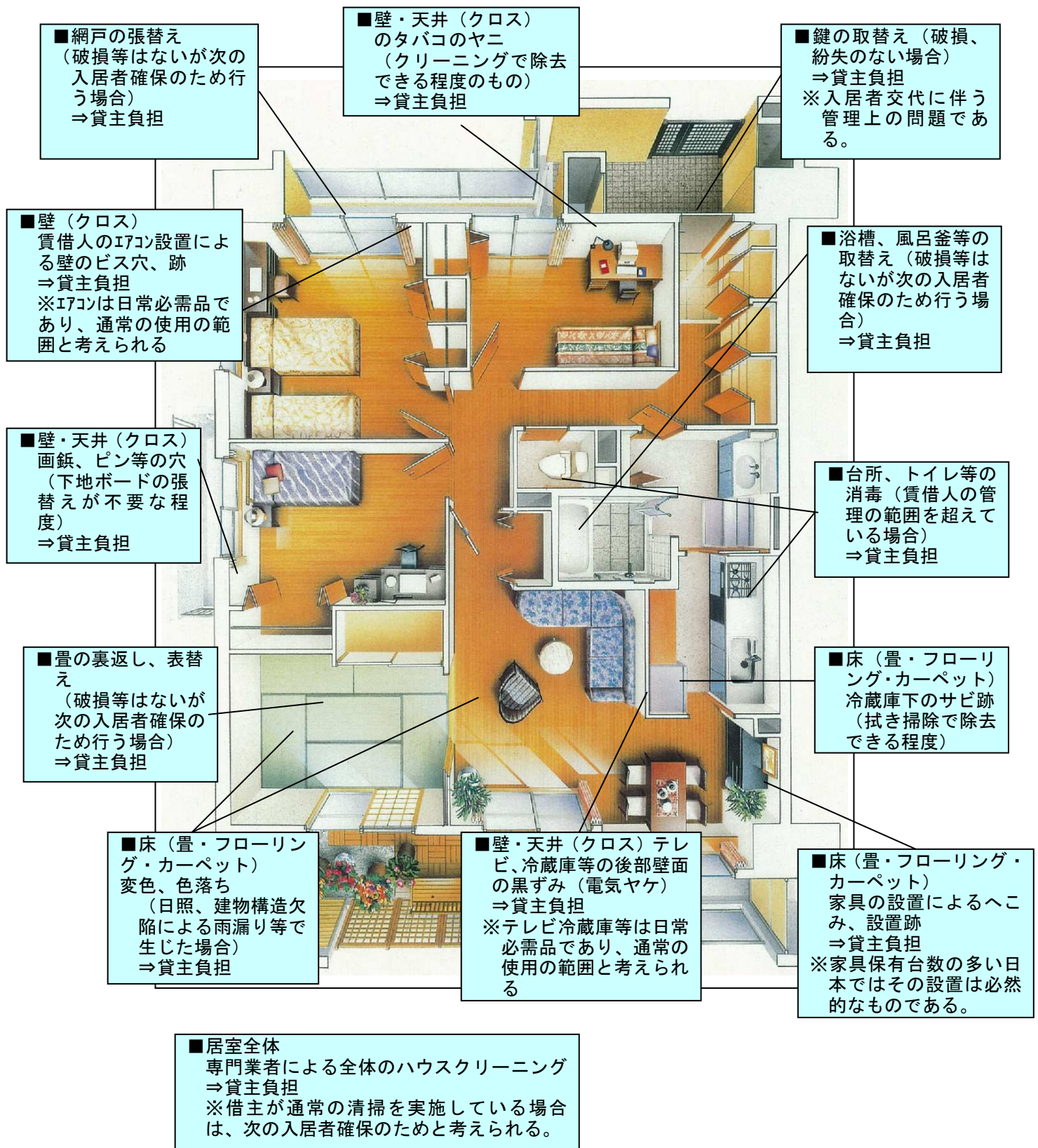


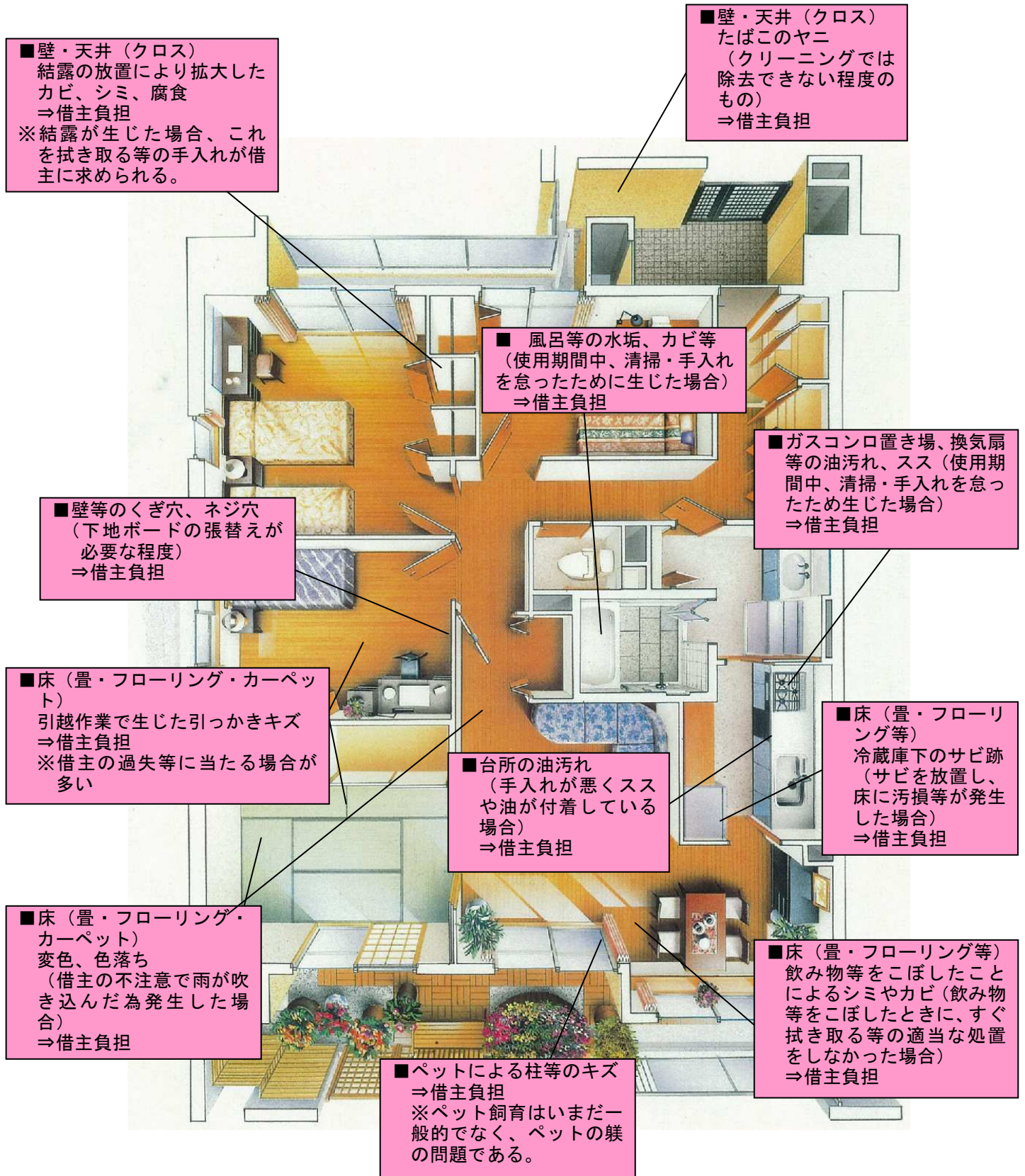
参考

※以下は、一般的な費用負担の考え方を例示したのですが、損耗の程度によっては異なる場合があります。

1 貸主負担の一般的例示



2 借主負担の一般的例示



※ 国土交通省『原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（改訂版）』別表1 損耗・毀損の事例区分（部位別）一覧表を参考に、7ページの「Ⅱ 契約の終了に伴う原状回復義務の考え方」を踏まえ作成したものです。なお、同ガイドラインでは、通常損耗・経年変化の補修費用については、賃料に含まれていることとされていますが、便宜上、「貸主負担」と表記しています。